

4 情報監視審査会

委員一覧（８名）

会 長	有村 治子（自民）	宮崎 雅夫（自民）	石川 博崇（公明）
	石田 昌宏（自民）	田名部 匡代（立憲）	串田 誠一（維教）
	羽生田 俊（自民）	牧山 ひろえ（立憲）	（会期終了日 現在）

（１）活動概観

10月1日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、新たに1名の委員が選任された。同日、選任された1名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

第213回国会閉会后、令和6年7月12日に公表された防衛省における特定秘密漏えい事案等を受け、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。

〔調査の概要〕

第213回国会閉会后の7月30日、特定秘密の管理について、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めること（「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」）を決定した。

（２）審査会経過

○令和6年7月30日（火）（第213回国会閉会后第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定秘密の管理に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。
- 防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した。
- 会議録の中で特に秘密を要するものについて決定した。

(3) 勧告

—防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告—

今般、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において特定秘密の部内漏えいが多数生じたことが明らかになった。いずれも部外への漏えいは確認されていないものの、一昨年末に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案以降、我が国の情報保全体制に対する信頼を著しく損なう事案が立て続けに生じたことは極めて遺憾である。

今般の事案は、特定秘密を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密を漏えいしたもの、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせたもの、適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いたものであり、法の趣旨を逸脱したゆゆしき問題である。これらの事案が生じた背景には、幹部自衛官の遵法精神の欠如、保全意識の欠落、特定秘密保護制度に関する知識の不足に加え、海上自衛隊の艦艇に特有の執務環境を十分に考慮せず、適性評価の実施を必要とする者の範囲を見誤るといった組織的・構造的要因が存在すると断言せざるを得ない。また上記の事案以外にも、防衛省による調査では漏えいには至らなかったとされるものの、特定秘密の保護に係る手続上の瑕疵が多数確認された。さらに、厳格な情報管理が求められる漏えい事案等の調査に関する保秘情報等が対外公表前に報道された。こうした状況を見ると、自衛隊内の綱紀の緩みを深刻に憂慮するとともに、防衛省が累次の不適切事案の度に講じてきた保全教育等の実効性に重大な疑念を抱かざるを得ない。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、防衛大臣に対し、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求め

る。

参議院情報監視審査会としては、本勧告を受けて防衛大臣がとる措置の工程、具体的内容及び進捗状況について今後も継続的に監視を行う。その結果、本勧告の各事項が十全に措置されず、防衛省における情報保全体制等の改善が見られないと判断した場合、その理由、要因等について、審査会において防衛省としての説明責任を果たし得ると審査会が判断する者からの説明聴取及び質疑を行った上で、防衛大臣に対し、再び勧告を行う。

1. 幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。
2. 自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。
3. 海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生じたことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。

4. 人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。
5. 特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。
6. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。
7. 特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が1か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。
8. 今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。
9. 我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。
10. 漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。
11. 我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。

以上